

## 下水道使用料賦課徴収漏れについて

近年、他自治体において下水道使用料金の徴収に誤りがあったとの報道を踏まえ、本市においても、見直し調査・点検を行ってまいりましたところ、下水道使用料の未徴収及び遡及漏れにおける不適切な事案が発生していることが判明いたしました。

調査・点検の結果、公共下水道に接続されているにもかかわらず下水道使用料が未徴収になっているものが2268件、これまでに公共下水道に接続されていることが判明し、既に使用料をお支払いいただいているものの、判明した時点より前の使用料を請求していないものが1230件判明いたしました。

公共下水道をご利用いただいている市民・企業の皆様に対し、深くお詫び申し上げますとともに、未徴収分については急ぎ対応を行い、今後二度とこのようなことが起こらないよう再発防止を図ってまいります。

### 1 原因調査

#### (1) 未接続調査

上下水道料金を管理しているシステムから現存している平成23年4月以降の水道料金のみを徴収した件数、約42万件(平成31年4月1日現在)を対象に、書類調査を実施しました。書類調査においては、下水道が未整備である地域やその期間などを除いたうえ、浄化槽の使用や散水用等で下水道が使用されていないことの確認を行い除外するとともに、最近多くの下水道敷設工事を行っている新曽地域(440件)に関しては職員で現地確認を進めてきました。

#### (2) 遡及漏れ調査

これまでに下水道に接続されていることが判明し、既に使用料をお支払いいただいているものの、判明した時点で過去の使用料を請求していない可能性があるケースについて調査しました。

### 2 調査結果

#### (1) 下水道使用料の未徴収

排水設備確認申請書類の市への提出	件数	時効になっていない賦課漏れ額	時効のため徴収できない賦課漏れ額	計
有	367件	232件 約504万円	135件 約460万円	約964万円
無	1901件	998件 約3166万円	903件 約2240万円	約5406万円
計	2268件	1230件 約3670万円	1038件 約2700万円	約6370万円

※本市下水道条例により、下水の排水設備を公共下水道に接続する場合は、市に排水設備確認申請書を提出し、市の確認を受けなければならない。

※時効になっていない賦課漏れ額は、平成26年8月以降の額

※時効のため徴収できない賦課漏れ額は、上下水道料金を管理しているシステムに保存されている平成23年4月以降のデータを基に積算した平成26年8月以前の額

### 3 発生の原因

- (1) 市に排水設備等計画確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出がなく、無届工事により公共下水道への接続を把握できなかった。
- (2) 排水設備等計画確認申請書を受付、内容を確認する下水道施設課と、使用料の徴収を担当する上下水道経営課の間で、確認申請書、下水道使用開始届と下水道使用料の賦課情報の共有・連携が不十分であった。
- (3) 債権管理に係る法令により、遡及徴収すべきとの認識が徹底されておらず、遡及すべきものを適正に遡及せず、口頭で債権を放棄するなど、極めて不適切な事務処理がおこなわれてきた。

### 4 再発防止策

- (1) 排水設備申請制度の周知を徹底するため、排水設備等計画確認申請を行う戸田市下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）に対しては、受付窓口で申請の義務及び罰則についてチラシによる周知を行うとともに、実際に下水道を使用する市民等に対しても、広報紙他、ホームページ等に掲載し広く周知してまいります。
- (2) 確認申請書の提出があったものについては、下水道施設課、上下水道経営課で共有・連携をするため、申請受付から料金の賦課まで一元管理する体制・マニュアルを整備し、事務手続きの漏れを防ぎます。
- (3) 新たに上水道が使用され、排水設備が必要となる建築物を把握するため、水道使用のみの対象リストを毎月作成し、現地確認を行うことにより未接続・未徴収の防止を図ってまいります。
- (4) 法令・条例等に基づき適正な管理及び事務執行することを改めて市職員に徹底します。

### 5 今後の対応

- (1) 賦課漏れに該当する方々にお詫びを申し上げるとともに、過去分の金額や納付方法等について丁寧にご説明し、平成26年8月分以降の時効になっていない下水道使用料について、遡及して請求する期間（地方自治法により、最長で請求日から5年間は遡及可能）に応じてお支払いいただけるよう納付をお願いしてまいります。
- (2) 賦課漏れに該当する方々の事情に応じ、最大5年間の納期限の延長及び分割納付ができるよう対応いたします。
- (3) 本件に係る職員に対しては懲戒処分を行うなど厳正に対応してまいります。

お問合せ先	下水道施設課	Tel 048-229-4673（下水道確認申請に関すること）
	上下水道経営課	Tel 048-229-4606（料金に関すること、全般的なお問い合わせ）